



発行 新潟県

第24号

令和3年3月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 345 指定代理納付者の指定（税務課）
- 346 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 347 保安林の指定解除（治山課）
- 348 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 349 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 350 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 351 道路の区域変更（道路管理課）
- 352 道路の供用開始（道路管理課）
- 353 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 354 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 355 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

教育委員会告示

- 5 新潟県文化財の指定（文化行政課）

正 誤

昭和59年3月27日付け県報第24号教育委員会告示中（文化行政課）

告 示

◎新潟県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。
令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
地方税法（昭和25年法律第226号）第145条第2号に規定する自動車税（種別割）
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
令和3年4月1日から同年6月30日まで

◎新潟県告示第346号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 失効する知事指定薬物の名称
(1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-BUTINACA）及びその塩類

- (2) 1 - [1 - (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン (通称名: 3F-PCP、3-Fluoro-PCP) 及びその塩類
 - (3) 3 - {2 - [エチル (プロピル) アミノ] エチル} - 1H-インドール-4-イル=アセテート (通称名: 4-AcO-EPT) 及びその塩類
 - (4) エチル= (R) - 2 - (4-フルオロフェニル) - 2 - [(R) - ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) - 2 - (4-フルオロフェニル) - 2 - [(S) - ピペリジン-2-イル] アセテート (通称名: threo-4-Fluoroethylphenidate) 及びそれらの塩類
 - (5) エチル= (R) - 2 - (4-フルオロフェニル) - 2 - [(S) - ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) - 2 - (4-フルオロフェニル) - 2 - [(R) - ピペリジン-2-イル] アセテート (通称名: erythro-4-Fluoroethylphenidate) 及びそれらの塩類
- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
 - 3 失効年月日
令和3年3月25日
 - 4 罰則の適用
条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第347号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市勝木字カウマ13の4・39の6・44の3 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字小田270、271の2、272、273の2、276の2、311の3、311の4、313の2、313の3、315の3、315の4、318の2、318の3、319の1、319の2、321の2、321の3、321の5、334、335の1、335の2、336の1、336の2、340の1、340の2、352の2から352の4まで、碁石字次郎林193の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第348号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の4第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営駒越池地区農用地保全施設整備 (ため池等整備「地震・豪雨対策型」) 事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年3月29日から令和3年4月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他
(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。) に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第349号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営寺ヶ崎地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月29日から令和3年4月23日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営川西東山地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月29日から令和3年4月23日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎越路線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字小島字前田1775番1から	新	9.6~18.7メートル	633.1メートル
同市大字山澗字堂子60番1まで	旧	7.2~18.5メートル	633.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道田代小国線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字山澗字堂子60番1から	新	9.6~18.7メートル	633.1メートル
同市大字小島字前田1775番1まで	旧	7.2~18.5メートル	633.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道柏崎越路線と重用

◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柏崎越路線
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字小島字前田1775番1から同市大字山澗字堂子60番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日

◎新潟県告示第353号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和48年10月19日新潟県告示第1475号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 村上海岸 柏尾地区海岸
- 2 指定区域
地点0～12を順次に結んだ線、地点12と12'を結んだ線、地点12'～0'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域並びに地点13～27を順次に結んだ線、地点27と27'を結んだ線、地点27'～13'を順次に結んだ線及び地点13'と13を結んだ線に囲まれた区域。
ただし、二級河川大川の河川区域を除く。
- 3 指定年月日 令和3年3月26日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	村上市柏尾字中瀬2812番1地先	No. 0	No. 0'	No. 0	285-07	141.210
0-1	〃 字中瀬2812番1地先	No. 0-1	No. 1'	No. 0	317-09	147.690
0-2	〃 字中瀬2812番1地先	No. 0-2				
1	〃 字中瀬2812番7	No. 1	No. 2'	No. 1	314-28	300.170
2	〃 字中瀬2812番50	No. 2				
3	〃 字中瀬2820番地先	No. 3	No. 3'	No. 3	284-45	283.540
4	〃 字中瀬2820番地先	No. 4				
5	〃 字中瀬2819番地先	No. 5				
6	〃 字中瀬2816番	No. 6	No. 4'	No. 6	279-57	249.740
7	〃 字中瀬2816番	No. 7	No. 5'	No. 7	223-37	269.60
8	〃 字中瀬2816番	No. 8	No. 6'	No. 8	214-16	167.430
8	〃 字中瀬2816番	No. 8	No. 7'	No. 8	204-00	169.040
8	〃 字中瀬2816番	No. 8	No. 8'	No. 8	174-44	31.770
9	〃 字中瀬2816番	No. 9	No. 9'	No. 9	214-53	24.520
10	〃 字中瀬2816番	No. 10	No. 10'	No. 10	209-57	26.020
11	〃 字中瀬2816番	No. 11	No. 11'	No. 11	215-57	22.240
12	〃 字中瀬2816番地先	No. 12	No. 12'	No. 12	213-20	15.430
13	〃 字砂場2783番2	No. 13	No. 13'	No. 13	259-57	92.000
14	〃 字砂場2785番1地先	No. 14	No. 14'	No. 14	284-27	80.500
15	〃 字立栗2813番3	No. 15	No. 15'	No. 15	283-12	87.000
16	〃 字立栗2813番3	No. 16	No. 16'	No. 16	291-17	96.000

17	〃	字立栗2813番2地先	No. 17	No. 17'	No. 17	293-57	85.850	
18	〃	字立栗2813番2地先	No. 18	No. 18'	No. 18	291-57	86.800	
19	〃	字八幡301番7地先	No. 19	No. 19'	No. 19	275-27	97.000	
20	〃	字八幡301番7	No. 20	No. 20'	No. 20	239-57	82.560	
21	〃	字八幡301番7	No. 21	No. 21'	No. 21	249-57	77.000	
22	〃	字立栗253番地先	No. 22	No. 22'	No. 22	259-27	81.500	
23	〃	字立栗253番	No. 23	No. 23'	No. 23	277-37	85.000	
24	〃	字立栗3番6地先	No. 24	No. 24'	No. 24	293-27	84.000	
25	〃	字立栗3番6地先	No. 25	No. 25'	No. 25	301-57	84.000	
26	〃	字立栗3番6地先	No. 26	No. 26'	No. 26	268-27	91.000	
27	〃	字ヒトハ子山2788番16	No. 27	No. 27'	No. 27	255-41	68.600	
指 定 延 長			1,731.96m					

◎新潟県告示第354号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
村上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画下水道事業
 - (2) 名称 村上市公共下水道(村上処理区)
- 3 事業施行期間
昭和39年8月11日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第355号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
阿賀野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 阿賀野市公共下水道(安田処理区)
- 3 事業施行期間
平成4年6月12日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和3年3月26日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

新指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (絵画)	絹本著色十二天絵像	12幅	柏崎市緑町8番35号 (柏崎市立博物館)	宗教法人 慈眼寺
有形文化財 (絵画)	絹本著色日現像 絹本著色絵曼荼羅 絹本著色小絵曼荼羅	3幅	三条市西本成寺1丁目1番20号	宗教法人 本成寺
有形文化財 (古文書)	新発田藩資料	5,848点	新発田市中央4丁目11番27号 (新発田市立歴史図書館)	新発田市
有形文化財 (考古資料)	山草荷遺跡出土品	45点	新発田市小舟町2丁目9番16号 (新発田市教育委員会)	新発田市

追加指定

有形文化財 (古文書)	関山家文書	497点	妙高市大字関山1200番地1 (妙高支所)	妙高市
----------------	-------	------	--------------------------	-----

正 誤

昭和59年3月27日付け新潟県教育委員会告示第3号（新潟県文化財の指定）中

ページ	行	誤	正
737	6	銅製飯食器 一口	銅製飯食器 三口